○厚生労働省告示第二百二十四号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二条の六、第五条の四第一項及び第十九条第一項本文並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二条の六、第五条の四第一項、第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十八日　　厚生労働大臣　長妻　昭

第一第二号中「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数（平成二十二年厚生労働省告示第九十八号）別表の左欄」を「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、調整係数及び機能評価係数（平成二十二年厚生労働省告示第九十八号）別表第一の病院の欄」に改める。

第二第二号(一)中「第三項」を「第三」に改める。

別表第3に第4部として次のように加える。

第4部　追　補　（1）

内　用　薬

品名	規格単位
（あ）	
アンブロキソール塩酸塩錠15㎎「ＣＨ」	15㎎1錠
（い）	
イソパール・Ｐカプセル	1カプセル
（か）	
カプテレノール錠0.025	0.025㎎1錠
（く）	
クラバモックス小児用ドライシロップ	(636.5㎎)1ｇ
クラルートＲカプセル100㎎	100㎎1カプセル
クラルート錠30㎎	30㎎1錠
（さ）	
サンディミュン内用液	10%1mL
（し）	
Ｃ、Ｂ、スコポラ錠	10㎎1錠
（た）	
タイビジウム錠	30㎎1錠
（て）	
ＴＭ散	1ｇ
（に）	
㊞※乳糖（日医工ファーマ）	10ｇ
（ひ）	
ピコスルファートナトリウム内用液0.75％「ＣＨ」	0.75%1mL
（ふ）	
フルコナールカプセル50	50㎎1カプセル
フルコナールカプセル100	100㎎1カプセル
㊞ プロゴーギュ錠10㎎	10㎎1錠
㊞ プロゴーギュ錠20㎎	20㎎1錠
（へ）	
ベプラリード錠20μg	20μg1錠
（ま）	
マレルミンＦ錠	1㎎1錠
マレルミンＦシロップ	0.01%10mL
（め）	
㊞ メテナリン錠0.125	0.125㎎1錠
（り）	
リーダイＡ錠	1錠

注　射　薬

品名	規格単位
（あ）	
アロデート注射用100㎎	100㎎1瓶
（か）	
カイトリル点滴静注用3㎎バッグ	3㎎100mL1袋
（く）	
クラルート注射用10㎎	10㎎1瓶
クラルート注射用50㎎	50㎎1瓶
クラルート注射用250㎎	250㎎1瓶
（さ）	
サンディミュン注射液	5%5mL1管
（す）	
スロバスタン注10㎎	10㎎20mL1管
（ふ）	
ブトロパン注射液	4㎎1管
ブプシン点滴静注液100㎎	100㎎1管
（め）	
メテナリン注0.2	0.02%1mL1管

外　用　薬

品名	規格単位
（あ）	
アズリンスうがい液4％「ＨＹＺ」	4%1mL
アズレホースうがい液4％「ＴＹＫ」	4%1mL
（ふ）	
フェニタレン坐剤12.5	12.5㎎1個
フェニタレン坐剤25	25㎎1個
フェニタレン坐剤50	50㎎1個